

第4章

ABM制限条約の失効と 東アジアの戦略環境

1 ABM制限条約の成立とその意義

核兵器の登場とその運搬手段の1つである弾道ミサイルの開発は、軍事戦略を大きく変容させた。核兵器登場後の軍事戦略にあっては、核兵器が未曾有の殺傷力や破壊力を有しているために、戦争の勝利よりも戦争の勃発を防止することがより重要な目的として浮上した。こうした動向を決定的なものにしたのが、核兵器を搭載できる弾道ミサイルの開発・増強である。高速で飛翔する弾道ミサイルに対する防御手段を開発することが容易でなかったために、米ソなどの核保有国は、戦争を抑止する手だてを互いの国家の破壊をもたらす核報復に求めざるを得なくなった。ところがこの報復能力に基づく核抑止は、確固とした報復能力の構築を必要としたために、その相殺を目指した相手側のカウンターフォース能力の増強に対応して、あるいはそうした増強を見越して、自らの核戦力の残存性を確保するために、核弾頭の増強や運搬手段の多様化を迫った。その結果、対立の度を深めていった米ソは、大量の核兵器をもって対峙する事態に追い込まれた。こうして成立したのが米ソ間の相互確証破壊（MAD）態勢である。

MAD態勢は、米ソ双方から先制核攻撃のインセンティブを取り去ることから、米ソ相互抑止の安定化をもたらすと考えられた。そしてこのMAD態勢を維持するためには、互いに相手方の核報復能力を保証する必要がある、そのために核兵器の運搬手段の1つである弾道ミサイルを迎撃するABMシステムの配備を規制しなければならなかった。こうして1972年5月、米ソ間で「戦略攻撃兵器の制限に関する暫定協定」とともに、ABM制限条約が締結されたのである。ABM制限条約は、「拠点防衛」、すなわち限られた数量の固定式地上配備ABMを配備して弾道ミサイル攻撃から大陸間弾道ミサイル（ICBM）基地、あるいは首都を防御することを許容するが、国土全体を防御するABMシステムの配備を禁じている。さらには移動式地上配備、海洋配備、空中配備、宇宙配備ABMシステムの開発・実験・配備を禁止している。このようにABM制限条約は、ABM

ブッシュ大統領による弾道弾迎撃ミサイル（ABM）制限条約離脱宣言の結果、2002年6月13日、同条約は失効した。ABM制限条約は、報復核攻撃に基づく米ソ相互抑止の安定化を図ることを目的に、戦略弾道ミサイル攻撃から国土全体を防御するミサイル防衛システムの配備を禁じるほか、移動式地上配備、海洋配備、空中配備、宇宙配備ABMシステムの開発・実験・配備を禁止する条約であった。ABM制限条約が失効したため、米国は、あらゆる形態のミサイル防衛システムを開発・配備できることになった。

ロシアと中国は、米国によるミサイル防衛システムの配備が自国の安全保障を脅かすと認識し、米国が進めているミサイル防衛の開発・配備を阻止するために、ABM制限条約の存続を訴えていた。中口がABM制限条約の存続を強く主張していたことから、同条約から脱退するという米国の決定を受けて、両国が何らかの対抗措置を取ることが懸念されていた。ところが、ロシア、中国の反応は、現在までのところ、抑制されたものになっている。中口がこうした控えめの反応を示しているのは、1つには、両国とも経済発展を期すためには、当面、米国との協力関係を欠くことができないと判断したからであろう。また、ブッシュ政権のミサイル防衛計画が特定の配備形態を前提にするものではなく、迎撃技術の進展に応じて逐次発展的に推し進めようとしているため、具体的な全体像をつかみにくいこともその理由となっていよう。

しかしながら、こうした中口の姿勢がこのまま続くとは断定できない。ロシアは、米国の呼び掛けに応じて、米国との政治・経済、安全保障上の協力関係を推し進めて新たな「戦略枠組み」の構築を目指している。こうした取り組みの成否いかんによっては、米国のミサイル防衛に対するロシアの姿勢も異なってくる。また中国に関しては、中国の保有する戦略弾道ミサイルの数量が限られていることから、米国のミサイル防衛が中国に及ぼす影響は、ロシアに対するものとは比べ大きい。従って、米国のミサイル防衛に対する中国の真の姿勢が明らかになるのは、実際にミサイル防衛システムが配備され始めてからのことであろう。

システムの開発・配備に規制を加えて、核報復に基づく相互抑止、しかもその報復核攻撃が相手の壊滅をもたらすという米ソ間のMAD態勢を法的に確認し、制度化したのである。

戦略兵器制限条約に調印するニクソン大統領とブレジネフ書記長（1972年5月27日）
（タス=共同通信）

2 冷戦の終結とABM制限条約

(1) ブッシュ（父）政権とABM制限条約

ABM制限条約の内容や成立過程からうかがえるように、ABM制限条約の存続は、米ソ間の敵対関係の継続が前提となる。しかしながら、ABM制限条約が署名されてから約20年後の91年12月末、ソ連が解体し、名実ともに冷戦が終結した。その結果、米国内のミサイル防衛推進派からはABM制限条約の存在意義を問う意見が出てきた。さらには、ABM制限条約の一方の当事国であるソ連が消滅したことから、同条約の存否そのものに疑問を呈する意見も出てきた。当時の米国のブッシュ（父）政権は、ABM制限条約がソ連解体後も効力を持ち続けているとの立場をとっていたが、ABM制限条約の承継国については明確な姿勢を示さなかった。ソ連がモスクワ周辺に配備していたABMシステムの早期警戒レーダーなどが、ロシアのほか、ウクライナ、ベラルーシなど旧ソ連邦を構成していたいくつかの共和国に散在していたためである。

他方、冷戦期から冷戦後にかけて、弾道ミサイル保有国は増加の一途をたどった。実際、1968年2月当時、弾道ミサイル保有国は米国とソ連の2カ国のみであったが、80年代末から90年代初頭になると、イラク、イラン、北朝鮮、シリア、リビアなど米国に敵対する国家も弾道ミサイルを配備するようになった。しかも、新たに弾道ミサイルを保有するよ

うになった国々の中には、核兵器や生物・化学兵器など大量破壊兵器の開発を疑われる国家も含まれていた。こうしたすう勢を危惧したブッシュ政権は、「限定的攻撃に対するグローバル防衛（GPALS）」構想の名の下、宇宙配備のミサイル迎撃システム、米国の領域全体を防御する国家ミサイル防衛（NMD）、さらには海外駐留米軍や同盟国を防御するための戦域ミサイル防衛（TMD）の研究・開発を進めるようになった。そして、92年9月には、これらのミサイル防衛システムの開発・配備を可能とすべく、ABMシステムの開発・実験に対する規制の撤廃や、6カ所の固定式地上配備迎撃ミサイル基地（1基地あたり150基）の建設などを盛り込んだABM制限条約議定書をロシアに提案したのである。

(2) クリントン政権とABM制限条約

93年1月に発足した米国のクリントン民主党政権は、冷戦が終結したとはいえ米口が依然として多数の戦略核兵器を配備している事実を考慮して、ABM制限条約を米口間の戦略的安定の礎石ととらえるなど、同条約の存在意義を認めていた。従ってTMDに関しては、ABM制限条約を基礎として、同条約が禁止する戦略ABMと禁止していない非戦略ABMを区別する「ABM制限条約に関する第1、第2合意声明」を成立させて、研究・開発・配備を進めようとした。またNMDに関しては、配備の決定を先送りしながら、ABM制限条約が許容する範囲内で研究・開発・実験を進めようとしたのである。また、ABM制限条約の承継国問題については、97年9月、「ABM制限条約に関する了解覚書」を調印して、ロシアに加え、旧ソ連のABM用早期警戒レーダーを配備しているベラルーシ、カザフスタン、ウクライナを承継国と位置付けた。

他方、共和党が多数を占めるようになった米連邦議会は、NMDの配備に関して曖昧な姿勢をとり続けるクリントン政権にしびれを切らして、95年以降、再三にわたってNMDの配備を義務付ける法案を提出した。NMDの配備をめぐるクリントン政権と議会の綱引きを決定付けたのは、98年8月の北朝鮮によるテポドン・ミサイルの発射実験であった。

表4-1 ABM制限条約関連年表

年月	事象
1967年6月	グラスボロ米ソ首脳会談において、米ソはABMシステムに対する規制の是非をめぐって議論。
1967年9月	マクナマラ米国防長官、アメリカ全土を弾道ミサイルから防衛する目的でセンチネルABMシステムの配備を発表。
1969年11月	米ソ、ABMシステムに対する規制を含め、戦略兵器制限交渉を開始。
1972年5月	米ソ、戦略兵器制限条約（SALT I）の一環としてABM制限条約に署名。
1974年7月	米ソ、ABMシステムの配備箇所を2カ所から1カ所に減らすことと、ABMランチャーおよび迎撃ミサイルの半減を規定したABM制限条約議定書に署名。
1975年10月	米国、グランド・フォークスICBM基地防衛のためのセーフガードABMシステムの配備完了。その後、費用のわりには防衛能力が低いとの理由から撤去を開始。
1978年11月	ABM制限条約の常設協議委員会は、懸案となっていたABM制限条約第2条で表記されている「ABM様式での実験」の解釈について合意。
1983年3月	レーガン米大統領、戦略防衛構想（SDI）を発表。
1985年10月	レーガン大統領の国家安全保障補佐官ロバート・マクファーレンは、SDIでの開発・実験を促進するため、「他の物理原理（レーザーや粒子ビームなど）」を応用した宇宙配備や移動式ABMシステムの配備は許されないが、開発・実験は可能」とのABM制限条約の拡大解釈を唱道。レーガン大統領、マクファーレンの拡大解釈を承認したが、実際のSDI研究・開発は従来通りの伝統的解釈ののちで進める旨、言明。
1989年2月	ブッシュ（父）大統領、SDI研究・開発を精力的に進める旨、言明。
1991年1月	ブッシュ（父）大統領、SDI構想を縮小した「限定的攻撃に対するグローバル防衛（GPALS）」構想を発表。
1991年6月	ソ連、戦略兵器削減条約（START I）に、同条約はABM制限条約が順守されることを条件として効力を有す、との旨の一方的宣言を添付。
1992年1月	ロシア、ソ連が署名したすべての条約を継承する旨、宣言。
1992年9月	ブッシュ（父）政権、ロシアに対し、ABMシステムの開発・実験に対する規制の撤廃などを定めたABM制限条約議定書を提案。
1993年7月	クリントン政権、ABM制限条約の解釈について伝統的解釈を是とし、解釈論争に終止符を打つ。
1993年11月	クリントン政権、戦域ミサイル防衛（TMD）の研究・開発を進めるために、ABM制限条約が規制している戦略ABMと規制していない非戦略ABMの区分を明確化するための交渉の開始をロシアに提案。
1997年9月	米ロ、ABM制限条約で規制されていない非戦略ABMを提示した「ABM制限条約に関する第1、第2合意声明」およびベラルーシ、カザフスタン、ウクライナの3カ国をABM制限条約の当事国とすることを記した了解覚え書きに署名（米国、批准せず）。
1999年1月	クリントン政権、限定的な国家ミサイル防衛（NMD）システムの配備を念頭に置いて、ABM制限条約の改定をロシアに提案。
1999年7月	クリントン大統領、「国家ミサイル防衛法1999」に署名。
2000年9月	クリントン大統領、NMDの配備決定を次期政権に委ねる旨、発表。
2001年5月	ブッシュ大統領、米国防大学において、ABM制限条約が課している諸制約を越えて前進する必要性を説く。
2001年12月	ブッシュ大統領、ABM制限条約からの離脱を発表。
2002年6月	ABM制限条約が失効。
2002年12月	ブッシュ大統領、ミサイル防衛の配備を決定。

（出所）米国科学者協会（FAS）ホームページなどから作成。

この事件は、クリントン政権の脅威認識を変え、近い将来、米本土に対する拡散懸念国からの弾道ミサイル脅威が現実のものになるとの見方を受け入れるようになった。こうしてクリントン政権は、99年以降、拡散懸念国による弾道ミサイル脅威に対処する限定的なNMDの配備を念頭において、ロシアに対しABM制限条約の改定交渉を持ち掛けたのである。

しかしながら、NMDの早期配備を求める声が高かった議会は、クリントン政権のNMD/ABM政策に飽きたらず、99年5月までに上下両院で、技術的に可能となり次第NMDを配備することを義務付けた「国家ミサイル防衛法1999」案を可決した。この法案は、同年7月にクリントン大統領によって署名され成立したが、「国家ミサイル防衛法1999」の成立は、単に行政にNMDの配備を義務付ける以上の意味をはらんでいた。すなわち、NMDの配備を禁止するABM制限条約の存在を承知の上で、技術的に可能となり次第NMDを配備することを義務付ける法案を成立させたことは、この時点で、米国の行政、議会ともにABM制限条約からの脱退を視野に入れていたといっても過言ではないからである。

3 ABM制限条約からの離脱とロシア、中国の反応

（1）ABM制限条約からの離脱

ブッシュ大統領は、選挙運動中からABM制限条約を冷戦の遺物にとらえ、同条約からの離脱をほのめかしていた。また、大統領に就任して約4カ月後の2001年5月1日に米国防大学で行った演説において、ロシアはもはや米国の敵対国でないが故に、米ロの敵対関係を前提とするABM制限条約は存立基盤を失っているとし、ブッシュ政権は、ABM制限条約にとって代わる「新たな戦略枠組み」、すなわち相互確証破壊（MAD）に基づかない戦略枠組みを構築する意向を示した。そしてABM制限条約の取り扱いに関しては、ロシアとともに同条約を破棄するか離脱するようロシアに働きかけるが、ロシアがこれに反対した場合は、一方的に

ABM制限条約から脱退することも辞さない、との姿勢をとり続けた。他方、ロシアのプーチン政権は、ABM制限条約を修正し、米国のミサイル防衛の開発・配備の余地を広げることに応じる姿勢を示すようになったものの、米ロ共に同条約から離脱するという米国の提案に応じようとはしなかった。これは、1つには、ABM制限条約を維持することによってもたらされる戦略核戦力に関する予測可能性に、価値を見いだしていたからであろう。

ABM制限条約の取り扱いをめぐってロシアとの合意を取り付けることを断念したブッシュ政権は、2001年12月13日、ABM制限条約からの脱退をロシア、ベラルーシ、カザフスタン、ウクライナに通告した。その通告の中で米国は、大量破壊兵器およびその運搬手段としての弾道ミサイルが拡散して米国に脅威を与えているため、米国や同盟国を守るミサイル防衛システムを開発・配備せざるを得ないことをその理由として挙げていた。その結果、6カ月後の2002年6月13日、ABM制限条約は失効し、それ以降、米国はABM制限条約の規制を受けずにミサイル防衛の開発・配備を行うことが可能となった。同時に、ミサイル攻撃から海外駐留米軍や米国の同盟国を防御するTMDの開発・配備を進めることを前提にまとめられた、「ABM制限条約に関する第1、第2合意声明」も死文化することになった。

(2) ロシアの反応

ブッシュ政権のABM制限条約離脱声明に対するプーチン政権の反応は、ABM制限条約の廃棄に反対し続けたにもかかわらず、今日までのところ、抑制されたものになっている。プーチン大統領は、米国がABM制限条約から離脱する決定を下したことを「誤り」と称する一方で、その決定がロシアの安全保障の脅威にはならないと言明している。さらにプーチン大統領は、今日見られるロシアと米国の協力関係を維持し、早急に新たな戦略的協力関係の枠組みをつくりあげねばならない、と述べている。プーチン大統領のこうした姿勢を裏書きするように、米国による

ABM制限条約離脱声明のちょうど1カ月前に発表していた戦略核弾頭の削減を進めるというロシアの方針は変化することはなかった。

プーチン大統領がこうした控えめの反応を示した理由としては、第1に、ロシアの経済・社会発展を期するためには、当面、米国との協力関係を欠くことができないと判断し、ABM制限条約をめぐる意見の相違によってこうした協力関係が阻害されることを恐れたと推測することができる。第2に、ミサイル防衛の開発・配備に向けての米国内の積極的な姿勢にかんがみ、ミサイル防衛の配備を阻止できないと判断していたとも考えられる。第3に、米国のミサイル防衛配備計画の全体像がつかみにくいこと、さらには限定的な国家ミサイル防衛が配備されたとしても、そうしたミサイル防衛を凌駕する軍事手段を保有し続けることができるとの自信が、抑制された姿勢の背景にあったとも考えられる。

とりわけ、ミサイル防衛に対抗する軍事的手段については、ロシアは注目すべき施策を打ち出している。プーチン政権は、エリツィン政権と同様に、米国がABM制限条約に違反、あるいは脱退した場合、第2次戦略兵器削減条約（START II）から離脱すると警告していた。そしてプーチン大統領は、ABM制限条約が失効した翌日の2002年6月14日、かねてからの警告どおり、個別誘導複数目標弾頭（MIRV）搭載ICBMの全廃を定めていたSTART II から離脱する声明を出したのである。START II は、ロシアの戦略核戦力の主力であるSS-18、-19、-24などのMIRV化ICBMの全廃を義務付けていた。従って、START II 体制下でICBM戦力を維持するためには、新たに単弾頭ICBMの生産・配備を余儀なくされていたが、財政逼迫に苦しむロシアにとっては、こうした政策の実施は容易でないため、ロシアのICBM戦力は大きく縮減すると想定されていたのである。プーチン政権がSTART II を廃棄した結果、ロシアは、SS-18などMIRV化ICBMを配備し続けることが可能となり、財政上の理由から予測される戦略弾道ミサイル戦力の遡減すう勢に一定程度の歯止めをかけることが可能となった。

解説

ブッシュ政権、ミサイル防衛の配備決定

2002年12月17日、ブッシュ大統領は、2004年からの運用を念頭に置いて、限定的な数量の地上および海洋配備型の迎撃ミサイルの配備を決定した。配備の対象となった迎撃ミサイルは3種類である。第1は、長射程弾道ミサイルの迎撃を企図する固定式の地上配備型迎撃ミサイルであり、アラスカに16基、カリフォルニアに4基の計20基配備されることになっている。第2のシステムは、短・中距離弾道ミサイルを迎撃する20基の海洋配備型迎撃ミサイルであり、そのプラットフォームとして3隻の艦船が予定されている。第3は、同じく短・中距離ミサイル迎撃用のペトリオットPAC-IIIであるが、ペトリオットPAC-IIIについては配備量が明らかにされていない。ブッシュ大統領は、これらの迎撃ミサイルの配備を本格的なミサイル防衛システムの展開に向けての出発点と位置付けている。

ただし、ミサイル防衛用に開発が進められているXバンドレーダーや宇宙配備赤外線システム（低軌道）などの各種高性能センサーについては、配備が遅れるもようである。従って、2004年に迎撃ミサイルの運用が可能になったとしても、しばらくの期間、既存の各種センサーの改良型に依存することになるだろう。

ブッシュ大統領によるミサイル防衛配備声明を受けて、ロシア外務省は、遺憾の意を表した。また中国外務省の報道官は、米国のミサイル防衛はグローバルな戦略的安定や国際的・地域的な安全保障を損なってはならない、との主旨の声明を出している。

(3) 中国の反応

中国は、ABM制限条約の当事国ではないが、同条約の堅持を主張すると同時に、米国の国家ミサイル防衛計画に強く反対し続けていた。しかしながら、ブッシュ大統領がABM制限条約から離脱することを発表した際の反応は、ロシアと同様、抑制されたものであった。直接的な非難声明を出したり、対抗措置を予告するようなことはなく、国際的な軍縮・軍備管理努力を維持することは極めて重要であること、中国はミサイル防衛に反対していること、ABM制限条約から米国が脱退したことによる

否定的な影響を心配しており、米国が他国の意見に耳を傾けることを希望する、との趣旨の外交部報道官談話を発表したにすぎない。中国がこうした控えめの反応を示したのは、経済発展を最優先の政策課題とする中で、その持続的な発展を図るためには、資本、技術、通商などの面で米国との協力関係を欠くことができないことを認識していたために違いない。またブッシュ大統領が、事前に江沢民国家主席にABM制限条約から離脱する旨を通報したことに加え、中国との戦略対話を深める用意のあることを表明したことも、中国の反応を和らげることに役立ったと考えることができる。さらに、ロシアの場合と同様、米国のミサイル防衛配備計画の全体像をつかみにくいことも、そうした抑制された対応の背景にあったと思われる。

4 ABM制限条約失効後の米口、米中関係と東アジアの戦略環境

これまで指摘したように、中口は、ブッシュ大統領のABM制限条約脱退声明、そして同条約の失効という事態になっても、ロシアによるMIRV化ICBMの温存以外、さしたる対応策を打ち出していない。ABM制限条約の失効に対する中口の真の姿勢が見られるのは、米国がミサイル防衛システムの配備を開始し、その動向からミサイル防衛の配備にかかわる全体像が明らかになってからのことであろう。また、配備される米国のミサイル防衛の概要が明らかになったとしても、その時の中口の戦略核戦力の規模や米口、米中関係次第で、中口の対応は異なってくるはずである。そして、東アジアの戦略環境は、中口両国が打ち出す対応策によっては、多大な影響を受けると考えられる。

(1) 米口関係——戦略的安定の確保

ブッシュ大統領は、ABM制限条約を廃棄する理由の1つとして米口がもはや敵対関係にないことを挙げていた。こうしたブッシュ大統領の判断は、米国同時多発テロ以降進められている米国の対テロ戦争へのプー

チン政権の協力、さらには「核態勢見直し (NPR)」で示されたプッシュ政権の戦略核政策を色濃く反映したモスクワ条約にプーチン政権が署名したことなどで担保されたかに見える。

米口は、両国間の戦略的安定の基盤を、戦略核戦力などの軍事的要素から、政治・経済、国際安全保障上の協力など、政治・経済的要素に移行させようとしている。モスクワ条約の署名と同時に発表された共同宣言で、「(米口) 協力のための基盤」を説明した後、「政治協力」、「経済協力」、「人的交流の強化」、「大量破壊兵器の拡散防止——不拡散と国際テロ」、「ミサイル防衛、戦略核攻撃戦力のさらなる削減、戦略的安全保障に関する新しい協議体」と5項目を列挙し、それぞれの分野での米口の協力関係の強化をうたっていることから、こうした変化を読み取れる。このような姿勢は、敵対関係を解消し、新たな関係を構築するためには当然の試みである。

しかしながら、米口間の戦略的安定の基盤が、核戦力を中心とした軍事力というハードウェアから、解釈や認知に左右されがちな政治・経済、安全保障上の協力関係に移るということは、それだけ不確実性が高まることを意味する。しかも米口は、モスクワ条約で戦略核弾頭の配備上限を1,700~2,200発もの多数に定めたため、依然として互いに相手を壊滅させるのに十分な量の核戦力を配備し続けることになる。この結果、米口関係を規定する要素の中で核抑止の重要性が大幅に後退したとはいえ、両国関係の推移次第では核抑止の在りようが再び懸案事項として浮上してくる可能性を秘めている。

従って、ABM制限条約なき後の米口間の戦略的安定を確保するためには、政治・経済、安全保障上の協力関係の深化に加え、戦略核戦力に関して以下の諸施策を打ち出すことが望まれる。第1に、米国はロシアに要らざる脅威感を持たせないために、そのICBMや潜水艦発射弾道ミサイル (SLBM) が有する圧倒的なカウンターフォース能力、とりわけ硬化目標即時破壊能力を一定程度削減することが望ましい。その具体的方法は、搭載する核弾頭の爆発威力の縮小や弾道ミサイルの即応態勢の緩

和などが挙げられる。第2に、米口両国、とりわけロシアは、ICBMの配備様式を固定式から移動式に転換するなどICBM戦力の残存性を向上させなければならない。第3に、米国は配備した国家ミサイル防衛システムの量的規制を講じるとともに、システムの残存性を確かなものにならなければならない。ミサイル防衛システムを非脆弱なものにするためには、まずミサイル防衛システムの目となり神経となる宇宙配備の警戒・監視衛星などを衛星迎撃兵器 (ASAT) から防衛することが必要となるが、現在、具体的な防衛手段は見当たらず、せいぜい代替性のある警戒・監視衛星を多数打ち上げておく以外に手はないといわれている。ところが、ASATの開発・配備は野放しのままにある。従って、国家ミサイル防衛システムの残存性を確保するためには、ASATの禁止を求めることから始めなければならない。

(2) 米中関係——戦略対話による対立の回避

中国は、核兵器不拡散条約 (NPT) 上の核兵器国のうち、唯一、冷戦後にあってもその核戦力を増強している国である。中国が今日配備している戦略弾道ミサイル戦力のうち、米国本土を射程に収めているのは約20基の単弾頭ICBMのみである。しかも、これらのICBMの配備様式は固定式であり、残存性を有しているか否か定かではない。従って、米国が国家ミサイル防衛を配備する、しないにかかわらず、中国はそのICBM戦力を増強してゆくことは十分想定されるが、米国が国家ミサイル防衛を展開すれば、その増強に拍車がかかることも考えられる。なぜなら、米国に届く中国のICBMが20基前後であることを考慮するならば、米国の国家ミサイル防衛は、それがたとえ「ならず者国家」の長射程弾道ミサイルを迎撃するだけの限定的なものであっても、いったん配備されれば、中国が保有している20基前後のICBMが、対米抑止力どころか、威嚇の手段としても使用できなくなる恐れがあるなど、米中間の力関係を大きく変容させる潜在力を有しているからである。

中国が米国の国家ミサイル防衛を見て戦略弾道ミサイルの増強テンポ

を速める可能性がある」と危惧するのは、中国自身の安全保障の確保という理由からばかりではない。米国の国家ミサイル防衛によってもたらされるこうした米中間の軍事力の不均衡は、米国が台湾防衛のコミットメントを維持する限り、中台間の武力紛争に対する米国の介入を容易にするため、台湾の現状固定化、あるいは最悪の場合、台湾の独立志向を高める危険をはらんでいるからである。言い換えれば、中国にとって、米国による国家ミサイル防衛の配備は、台湾放棄を迫るものになるかもしれないのである。中国は、台湾を放棄できないとすれば、米国の国家ミサイル防衛に対する対抗策を講ぜざるを得ない。

米国による各種ミサイル防衛システムの配備が、実際に中国の核搭載弾道ミサイル戦力の増強テンポを速めるか否か、現在のところ不明であるが、もし中国の増強テンポに拍車が掛かれれば、地域の安全保障環境に大きな影響を与えることになる。日本や韓国をカバーしている米国の核の傘の信憑性^{しんぴやう}が損なわれるような事態は考えにくいだが、中国の弾道ミサイル増強に対するロシアやインドの反応が懸念される。こうした事態を回避するためには、ミサイル防衛に関する米中間の戦略協議を密にしなければならない。そうした戦略協議を積み重ねれば、たとえ米国のミサイル防衛に対する中国の不信感を除去するまでに至らなくとも、中国の指導層に対し、少なくとも米国が彼らの安全保障上の懸念に留意しているとの印象を与え、激しい対立関係に陥るといった事態は回避できるかもしれない。特に中国の為政者は、米国のミサイル防衛に対する中国の姿勢が、米中関係の在り方によって大きく左右されるとの認識を示していることから、こうした戦略対話の意義は大きいといえよう。